

【 寄稿 】

中華人民共和国土地管理法实施条例

(1998年12月24日国务院令第256号)

第一章 総則

(制定の根拠)

第一条 《中華人民共和国土地管理法》(以下「土地管理法」と略称する。)に基づき、本条例を制定する。

第二章 土地所有権と使用権

(国家所有土地の範囲)

第二条 下記の土地は、全人民の所有、即ち国家の所有に属する。

- 都市市区の土地。
- 農村と都市近郊区の中で法律により没収、収用、買収して国有地となった土地。
- 国家が法律により収用した土地。
- 法律により集団所有に属さない林地、草地、荒地、干潟地およびその他の土地。
- 農村集団組織の全ての構成員が都市又は鎮へ移転したとき、原構成員が集団所有していた土地。
- 国家が組織した移民、自然災害等の原因により、農民が建制地から集団移転したあと使用しなくなった移転した原農民集団所有に属する土地。

(土地登記制度)

第三条 国家は、法律により土地登記発証制度を実行する。法律により登記された土地所有権と土地使用権は法律によって保護し、如何なる組織と個人といえどもこれを侵犯することはできない。

2. 土地登記の内容と土地の権利の所属の証書の様式は、国务院土地行政主管部门が統一した規定を定める。

3. 土地登記資料は、公開し、問い合わせることができる。

4. 林地、草原の所有権と使用権の確認、水面、干潟地の養殖使用権の確認については、《森林法》、《草原法》と《漁業法》のそれぞれの関係規定に基づいて処理する。

(農民集団所有地の土地登記)

第四条 農民集団所有の土地は、土地所有者が土地の所在する県級人民政府の土地行政主管部门に土地登記申請を提出する。県級人民政府は登記して簿冊を作成し、集団土地所有権証書を発行し、所有権を確認する。

2. 農民集団所有の土地を法律によって非農業建設に使用しようとするときは、土地使用者は土地の所在する県級人民政府の土地行政主管部门に土地登記の申請を提出し、県級人民政府は登記して簿冊を作成し、集団土地使用権証書を発行し、建設用地使用権を確認する。

3. 区を設置している市の人民政府は、市の管轄内の農民集団所有の土地について統一して登記を行なう。

(国有土地の登記と証書の発行)

第五条 組織と個人が法律によって使用する国有土地については、土地使用権は土地の所在する県級以上の人民政府の土地行政主管部门に土地登記の申請を提出し、県級人民政府が登記して登記簿を作成し、国有土地使用権証書を発行して、使用権を確認する。そのうち、中央国家機関が使用する国有土地の登記と証書の発行については、国务院土地行政主管部门が責任を負い、具体的な登記と証書の発行の具体的な弁法は国务院土地行政主管部门と国务院機関事務管理局等の

関係部門が合同して制定する。

2. 使用権が未確定の国有土地については、県級以上の人民政府が登記して登記簿を作成し、保存管理の責任を負う。

(土地所有権、使用権の変更登記)

第六条 法律の変更による土地所有権、使用権の改変、法律による地上建築物、構築物等の附着物の転讓による土地使用権の転讓を生じた場合には、土地の所在する県級以上の人民政府の土地行政主管部門に土地変更登記の申請を提出しなければならない。原土地登記機関は法律による土地所有権、使用権の変更登記を行なう。土地所有権、使用権の変更は、変更登記の日から効力を生ずる。

2. 法律による土地の用途の改変については、許可書類を持って土地の所在する県級以上の人民政府の土地行政主管部門に土地変更登記申請を提出しなければならない。原土地登記機関は法律により変更登記を行なう。

(土地使用権の抹消登記)

第七条 《土地管理法》の関係規定に照らし、土地使用権の用地単位が回収された場合は、原土地登記機関は土地登記を抹消する。

2. 土地使用権の有償使用契約期限が満了した場合に、土地使用者が期間の継続を申請せず又は申請しても継続が許可されなかったときは、原土地登記機関は土地登記を抹消する。

第三章 土地利用全体計画

(土地利用全体計画の編成)

第八条 全国土地利用全体計画は、國務院土地行政主管部門が國務院の関係部門と協議して編成し、國務院に報告して承認を受ける。

2. 省、自治区、直轄市の土地利用全体計画は、省、自治区、直轄市の人民政府が当該級の土地行政主管部門とその他の関係部門を組織して編成し、國務院に報告して承認を受ける。

3. 省、自治区人民政府所在の市で人口100万人以上の都市および國務院が指定する都市の土地利用全体計画は、各当該市の人民政府が土地行政主管部門とその他の関係部門を組織して編成し、省、自治区の人民政府の審査同意を経た後、國務院に報告して承認を

受ける。

4. 本条第一項、第二項、第三項に規定する以外の土地利用全体計画については、当該級の人民政府が土地行政主管部門とその他の関係部門を組織して編成し、一級上の省、自治区、直轄市人民政府に報告して承認を受ける。そのうち、郷（鎮）土地利用全体計画は、郷（鎮）人民政府が編成し、一級上の省、自治区、直轄市の人民政府又は省、自治区、直轄市人民政府が授權した区を設置している市、自治州人民政府に報告して承認を受ける。

(土地利用全体計画の計画期限)

第九条 土地利用全体計画の計画期限は、一般的には、15年とする。

(土地利用区分の設定)

第十条 《土地管理法》の規定に基づき、土地利用全体計画では農用地、建設用地と未利用地に土地の区分をしなければならない。

2. 県級と郷（鎮）の土地利用全体計画では土地の需要に基づいて基本農地保護区、土地開墾区、建設用地区と開墾禁止区等に区分しなければならない。そのうち、郷（鎮）土地利用全体計画においても、土地使用条件に基づいて、一つのまとまりのある土地ごとにその用途を確定しなければならない。

3. 土地の分類と土地利用区分の設定についての具体的な弁法は、國務院土地行政主管部門と國務院の関係部門が協議して制定する。

(郷（鎮）土地利用全体計画の公告)

第十一条 郷（鎮）土地利用全体計画は、法律による承認を経た後、郷（鎮）人民政府が当該行政区域内において公告しなければならない。

2. 公告は、下記の内容を含んでいなければならない。

- (一) 計画目標。
- (二) 計画期限。
- (三) 計画の範囲。
- (四) 土地の用途。
- (五) 承認した機関と承認期日。

(土地利用全体計画の修正)

第十二条 《土地管理法》第二十六条第二項、第三項の規定により土地利用全体計画を修正しようとするときは、原編成機関は國務院又は省、自治区、直轄

市人民政府の承認書類に基づいて修正を行なう。修正後の土地利用全体計画は原承認機関の承認を受けなければならない。

2. 一級上の土地利用全体計画が修正された後、その修正が一級下の土地利用全体計画に及ぶときは、一級上の人民政府は一級下の人民政府に相応の修正を行なうよう通知し、原承認機関に報告し、登録する。

(土地利用年度計画の管理)

第十三条 各級人民政府は、土地利用年度計画の管理を強化し、建設用地の総量規制を実行しなければならない。土地利用年度計画は承認を経て下達し、厳格に執行しなければならない。

2. 土地利用年度計画は、下記の内容を含んでいなければならない。

- (一) 農用地転用計画の指標。
- (二) 耕地保有量計画の指標。
- (三) 土地開発整理計画の指標。

(土地調査の実施)

第十四条 県級以上の人民政府土地行政主管部門は同級政府の関係部門と合同で土地調査を実施する。

2. 土地調査には下記の内容が含まれていなければならない。

- (一) 土地の権利の所属。
- (二) 土地利用の現状。
- (三) 土地条件。

3. 地方の土地利用の現状の調査結果は、当該人民政府が審査決定し、一級上の人民政府が承認した後、社会に公布し、全国の土地利用の現状の調査結果は、国務院に報告して承認を受けた後、社会に公布しなければならない。土地調査規程は、国務院土地行政主管部門が国務院の関係部門と合同で制定する。

(土地等級の評定の実施)

第十五条 国務院土地行政主管部門は国務院の関係部門と合同で土地等級評定標準を制定する。

2. 県級以上の人民政府の土地行政主管部門は同級の関係部門と合同で、土地等級評定標準に基づき、土地等級の評定を実施する。地方の土地等級の評定結果は、当該級の人民政府が審査決定し、一級上の人民政府土地行政主管部門が承認した後、社会に公布しなければならない。

3. 国民経済と社会の発展状況に基づいて、土地等級は6年に1回調整する。

第四章 耕地の保護

(耕地を開墾する責任)

第十六条 土地利用全体計画において確定した都市と農村集落、町の建設用地の範囲内において都市計画と農村集落、町計画を実施するため耕地を占用し、及び土地利用全体計画において確定した都市建設用地の範囲外のエネルギー、交通、水利、砒山、軍事施設等の建設項目のために耕地を占用するときは、市・県人民政府、農村集団経済組織と建設組織はそれぞれ《土地管理法》第三十一条に規定する耕地を開墾する責任を負う。開墾する条件が無いか又は開墾した耕地が要求に適合しないときは、省、自治区、直轄市が規定する耕地開墾費を納付しなければならない。

(荒山、荒地等の開発の許可)

第十七条 組織と個人が土地利用全体計画で確定した開墾禁止区内で土地開発活動に従事することを禁止する。

2. 土地利用全体計画で確定した土地開墾区内において土地使用権が未確定の国有の荒山、荒地、荒干潟を開発して植林業、林業、牧畜業、漁業の生産を行なおうとするときは、土地の所在地の県級以上の人民政府の土地行政主管部門に申請を提出しなければならない。許可権限を有する人民政府に報告し、許可を行なう。

3. 土地使用権が未確定の国有の荒山、荒地、荒干潟で面積が600ヘクタール以下の一次性的開発については、省、自治区、直轄市が権限を定めた県級以上の地方人民政府が許可し、開発面積600ヘクタール以上のものについては、国務院に報告し許可を受ける。

4. 土地使用権が未確定の国有の荒山、荒地、荒干潟を開発して植林業、林業、牧畜業又は漁業の生産をしようとするときは、県級以上の人民政府が法律により許可を行ない、開発組織又は個人の長期使用を確定することができる。この場合、使用期限の最長は50年を超えることはできない。

(土地整理)

第十八条 県、郷（鎮）人民政府は、土地利用全体計画に基づいて、農村集団経済組織に土地整理計画案を定めるよう指導し、併せてその実施を指導しなければならない。

2. 地方各級人民政府は、土地利用全体計画に基づいて土地整理を推進する措置をとらなければならない。土地整理によって新たに増加した耕地面積の百分の六十は、建設占用耕地の補償指標の補償農地に充当することができる。

3. 土地整理に必要な経費は、受益者負担を原則とし、農村集団経済組織と土地使用者が共同で負担する。

第五章 建設用地

(農用地の転用を伴う建設用地の制限)

第十九条 建設占用の土地が農用地を転用して建設用地とするものであるときは、土地利用全体計画と土地利用年度計画の中で確定された農用地転用指標に合致するものでなければならない。都市と農村集落、町の建設占用の土地が農用地の転用に係るものであるときは、都市計画と農村集落、町の計画にも合致したものでなければならない。計画に合致しないものについては、農用地を転用して建設用地とする許可をしてはならない。

(都市計画実施のための土地占用)

第二十条 土地利用全体計画で確定した都市建設用地の範囲内において、都市計画を実施するため土地を占用するときは、下記の規定により処理する。

(一) 市、県の人民政府は、土地利用年度計画に基づき、農用地転用計画案、耕地補充計画案、土地収用計画案を策定して、一級上の許可権限を有する人民政府に報告し、許可を受ける。

(二) 許可権限を有する人民政府の土地行政主管部门は農用地転用計画案、耕地補充計画案、土地収用計画案の審査を行ない、審査意見を提出して、許可権限を有する人民政府に報告し、許可を受ける。そのうち、耕地補充計画案の許可に際しては、農用地転用計画案を許可する人民政府が農用地転用計画案の許可を一括して同時に許可する。

(三) 農用地転用計画案、耕地補充計画案、土地収用計画案は、許可手続を経た後、市、県の人民政府が実施に着手し、具体的建設プロジェクト別に分けて土地をふり当てる。

2. 土地利用全体計画で確定した農村集落、町の建設用地の範囲内において、農村集落、町の計画を実施する為、土地を占用しようとするときは、市、県の

人民政府が農用地転用計画案、耕地補充計画案を策定して、前項に規定する手続をとって処理する。

(建設プロジェクト用地の許可申請)

第二十一条 具体的建設プロジェクトで土地を使用する必要があるときは、建設組織は建設プロジェクトの全体設計に基づく申請を一回にまとめてしなければならない。建設用地審査手続を行なう。いくつかの期に分かれた建設プロジェクトについては、フィージビリティスタディで確定した計画案に基づいて期を分けて建設用地の申請をすることができ、期を分けて建設用地関係の審査許可手続をとることができる。

(建設用地の確保手続)

第二十二条 具体的建設プロジェクトに土地を占用して利用する必要がある、その土地が土地利用全体計画で確定した都市建設用地の範囲内の国有建設用地である場合には、下記の規定に従って処理する。

(一) 建設プロジェクトのフィージビリティスタディの論証を行なう際に、土地行政主管部门が建設プロジェクト用地の関連事項について審査を行ない、建設プロジェクト用地予備審査報告を提出する。フィージビリティスタディ報告を報告し、審査を受ける際には、土地行政主管部门が作成した建設プロジェクト用地予備審査報告を添付しなければならない。

(二) 建設組織は建設プロジェクトの許可書類をもって、市、県の人民政府の土地行政主管部门に建設用地の申請を提出する。市、県人民政府の土地行政主管部门がこれを審査し、土地供給計画案を策定して、市、県人民政府に報告して許可を受ける。上級人民政府が許可する必要があるときは、上級人民政府に報告して許可を受けなければならない。

(三) 土地供給計画案が許可された後、市、県人民政府は建設組織に建設用地許可書を発行する。有償使用の国有土地の場合は、市、県人民政府の土地行政主管部门と土地使用者の間で国有土地有償使用契約を締結する。割り当て方式の国有土地の使用の場合には、市、県人民政府の土地行政主管部门は土地使用者に国有土地割当決定書を発行する。

(四) 土地使用者は、法律の規定する土地登記を申請しなければならない。

2. 入札、競売方式で国有建設用地の使用権を提供する場合には、市、県人民政府の土地行政主管部门が関係部門と合同で計画案を作成して、市、県人民政府に報告して承認を受けた後、市、県人民政府の土地

行政主管部門が実施し、併せて土地使用者と土地有償使用契約を締結する。土地使用者は、法律の規定により土地登記を申請しなければならない。

(建設用地に農用地が含まれる場合の手続)

第二十三条 具体の建設プロジェクトに土地を占有して使用する必要があるときは、必ず法律の定めるところにより、土地利用全体計画で確定した都市建設用地の範囲内の国有建設用地の使用を申請しなければならない。エネルギー、交通、水利、砵山、軍事施設等の建設プロジェクトに土地利用全体計画で確定した都市建設用地の範囲外の土地を使用することが確定し、その土地が農用地に渉るものであるときは、下記の規定するところにより処理する。

(一) 建設プロジェクトのフィージビリティスタディの論証を行なう際に、土地行政主管部門は建設プロジェクト用地の関連事項を審査し、建設プロジェクト用地の予備審査報告を提出する。フィージビリティスタディ報告が認可される際には、必ず土地行政主管部門が作成した建設プロジェクト用地の予備審査報告を添付しなければならない。

(二) 建設組織は、建設プロジェクトの関係許可書類を持って、市、県の人民政府土地行政主管部門に建設用地申請を行なう。市、県の人民政府土地行政主管部門はこれを審査して、農用地転用計画案、耕地補充計画案、土地収用計画案と用地提供計画案(国有農用地に渉るものであるときは、土地収用計画案の策定は要しない。)を策定し、市、県の人民政府の審査、同意を経た後、一級上の許可権限を有する人民政府に報告し許可を受ける。その中で、耕地補充計画案は農用地転用計画案を許可する人民政府が農用地転用計画案を許可するときに併せて許可する。用地提供計画は土地収用を許可する人民政府が土地収用計画案を許可するときに併せて許可する。(国有農用地に渉るものであるときは、土地提供計画案は農用地転用許可を行なう人民政府が農用地転用計画案を許可するときに併せて許可する。)

(三) 農用地転用計画案、耕地補充計画案、土地収用計画案と用地提供計画案が許可された後、市、県の人民政府は、建設組織に対して建設用地許可書の発行を組織し、実施する。国有土地の有償使用の場合には、市、県の人民政府土地行政主管部門と土地使用者の間で国有土地有償使用契約を締結する。国有土地の割当て使用の場合には、市、県の人民政府土地行政主管部門は土地使用者に国有土地割当て決定書を発行

交付する。

(四) 土地使用者は、法律による土地登記の申請をしなければならない。

2. 建設プロジェクトで確実に使用しなければならない土地が土地利用全体計画において確定した都市建設用地の範囲外の土地で、農民集団所有の未利用地である場合においては、土地収用計画案と用地提供計画案の許可を受けるだけで足りる。

(国有未利用地の使用許可)

第二十四条 具体の建設プロジェクトで土地を占有する必要があり、その土地が土地利用全体計画で確定した国有未利用地であるときは、省、自治区、直轄市が規定により処理する。ただし、国家の重点建設プロジェクト、軍事施設と省、自治区、直轄市の行政区域を跨がる建設プロジェクト及び国务院が指定するその他の建設プロジェクト用地については、国务院に報告して許可を受けなければならない。

(土地収用の手続)

第二十五条 土地収用計画案は法律の定めるところにより許可を受けた後、収用される土地の所在する市、県の人民政府が実施を組織し、併せて土地収用を許可した機関、許可番号、収用した土地の用途、範囲、面積および収用補償の標準、農業従事者の生活安定措置と土地収用補償の期限等を収用される土地の所在する郷(鎮)、村において公告する。

2. 収用される土地の所有権者、使用権者は、公告に定められた期限内に、土地所有権証書を持って公告が指定した人民政府の土地行政主管部門に行き、土地収用補償登記を行なう。

3. 市、県の人民政府土地行政主管部門は許可された土地収用計画案に基づいて、関係部門と協議して土地収用の補償、生活安定計画案を策定して収用される土地の所在する郷(鎮)、村において公告し、収用される土地の農村集団経済組織と農民の意見を聴取する。土地収用の補償、生活安定計画案は、市、県の人民政府に報告して許可を受けた後、市、県の人民政府土地行政主管部門が実施を組織する。補償の標準については争いがある場合には、県級以上の人民政府が協議調停する。協議調停が成立しない場合は、土地収用を許可した人民政府が裁決する。

土地収用の補償、生活安定措置についての争いは、土地収用計画案の実施に影響を及ぼさない。

4. 収用した土地についての各項目の費用は土地

収用の補償、生活安定計画案が許可された日から起算して3ヶ月以内にその全額を支払わなければならない。

(土地補償費と生活安定補助費の支払い)

第二十六条 土地補償費は農村集団経済組織の所有に帰属する。地上の附着物および生育中の作物の補償費は、地上の附着物および生育中の作物の所有者の所有に帰属する。

2. 土地収用の生活安定補助費は、必ず全額を専用の資金として使用しなければならない。他へ流用してはならない。生活安定補助を必要とする者には、農村集団経済組織が移転を組織し、生活安定補助費は農村集団組織に支払い、農村集団組織は資金を管理し、使用する。その他の組織が移転を組織するときは、生活安定補助費は移転を行なう組織に支払う。統一して移転を行なう必要がないときは、生活安定補助費は移転する個人に支払われるか又は移転者の同意を得て移転者の保険費用に充当される。

3. 市、県と郷（鎮）の人民政府は、生活安定補助費の使用状況について監督を強化しなければならない。

(土地の緊急使用)

第二十七条 緊急救助、災害防止等緊急に土地を使用する必要がある場合には、土地を先行的に使用することができる。そのうち、臨時の使用に係るものは、災害の発生した後、原状回復を行なって原土地使用者に返還して使用させるものについては、用地の審査、許可手続を要しない。永久性のある建設用地として使用するものについては、建設組織が災害が終息してから6ヶ月以内に建設用地の審査、許可の申請手続をとらなければならない。

(調査のための耕地の一時使用)

第二十八条 建設プロジェクトの施工と地質調査のために臨時に耕地を占有する場合には、土地使用者は臨時使用の期限満了の日から1年以内に自ら植栽条件を回復しなければならない。

(国有土地の有償使用方式)

第二十九条 国有土地の有償使用の方式には下記のものがある。

- (一) 国有土地の使用権の出讓。
- (二) 国有土地の賃貸借。
- (三) 国有土地の使用権の値付けによる出資又

は株式の購入。

(土地の有償使用費)

第三十条 《土地管理法》第五十五条に規定する新築増築建設用地の土地の有償使用費とは、国家が新築増築建設用地から取得すべきものとされる平均の土地純収益をいう。

第六章 監督検査

(監督検査人員の資格)

第三十一条 土地管理の監督検査人員は、研修を経て審査に合格した後、土地管理の監督検査の職務に従事することができる。

(土地行政主管部門の監督検査責任)

第三十二条 土地行政主管部門は、監督検査の職務を履行し、《土地管理法》第六十七条に規定する措置をとる外、下記の措置をとることができる。

(一) 違法案件の当事者、嫌疑者と証人に質問する。

(二) 検査を受ける組織又は個人が不法に占有している土地の現場に立ち入り写真を撮影し、ビデオを撮る。

(三) 当事者に命令して、進行中の土地の違法行為を停止させる。

(四) 土地の違法使用の疑いのある組織又は個人に対して土地に関する審査、許可、登記手続を停止させる。

(五) 土地の違法使用の疑いのある嫌疑者に命令して、調査期間中に当該案件と関係ある財物を売却又は移転させない。

(行政処分を行なう機関)

第三十三条 《土地管理法》第七十二条の規定に基づいて行政処分を行なう場合においては、行政処罰を決定し実施した者又は直接行政処罰を決定した上級人民政府の土地行政主管部門が行なうものとする。警告、過失、重大な過失の記録者に対する行政処分の決定は、上級土地行政主管部門が直接行なうことができる。降級、免職、解雇の行政処分の決定は、上級土地行政主管部門が国家の関係人事権限と処理手続の規定に則って行なわなければならない。関係機関に提出された行政処分についての建議は、関係機関が法律によ

り処理する。

第七章 法律責任

(開墾禁止区内の開墾者への処罰)

第三十四条 本条例第十七条の規定に違反して、土地利用全体計画で確定した開墾禁止区内で開墾を行なったときは、県級以上の人民政府土地行政主管部門が責任をもって期限を定めて是正させる。期限を過ぎても是正されないときは、《土地管理法》第七十六条の規定により処罰する。

(臨時使用地上の永久性建築物等の除却命令)

第三十五条 臨時使用の土地の上に永久性の建築物、構築物を建造したときは、県級以上の人民政府土地行政主管部門が責任をもって期限を定めて除却を命令する。期限を過ぎても除却されないときは、処罰の決定を行なった機関が法律によって人民法院に強制執行の申請を行なう。

(既存不適格建築物等の建替えに対する除却命令)

第三十六条 土地利用全体計画の制定前に建設された土地利用全体計画で確定された用途に適合しない建築物、構築物の建替え、拡張については、県級以上の人民政府土地行政主管部門が責任をもって期限を定めて除却を命令する。期限を過ぎても除却されないときは、処罰の決定を行なった機関が法律によって人民法院に強制執行を申請する。

(職務執行人員への妨害に対する処罰)

第三十七条 土地行政主管部門の作業人員が法律による職務の執行を行なうのを妨害したときは、法律により治安管理处罰を与えるか又は刑事責任を追究する。

(土地の譲渡等による不法所得に対する罰金)

第三十八条 《土地管理法》第七十三条の規定により罰金を課す場合には、罰金額は不法所得の百分の五十以下とする。

(農民集団所有の土地使用権の不法売買に対する罰金)

第三十九条 《土地管理法》第八十一条の規定に

より罰金を課す場合には、罰金額は不法所得の百分の五以上百分の二十以下とする。

(耕地破壊に対する罰金)

第四十条 《土地管理法》第七十四条の規定により罰金を課す場合には、罰金額は耕地開墾費の2倍以下とする。

(土地の原状回復履行義務違反に対する罰金)

第四十一条 《土地管理法》第七十五条の規定により罰金を課す場合には、罰金額は土地回復開墾費の2倍以下とする。

(不法占用土地に対する罰金)

第四十二条 《土地管理法》第七十六条の規定により罰金を課す場合には、罰金額は不法に占用した土地1平方メートル当たり10元以上30元以下とする。

(国有土地の使用権の回収に応じない者に対する罰金)

第四十三条 《土地管理法》第八十条の規定により罰金を課す場合には、罰金額は不用に占用した土地1平方メートル当たり10元以上30元以下とする。

(植栽条件の回復を行なわない者に対する罰金)

第四十四条 本条例第二十八条の規定に違反して、期限を過ぎても植栽条件を回復しない場合には、県級以上の人民政府土地行政主管部門は責任をもって期限を定めて植栽条件の回復を命じ、耕地回復開墾費の2倍以下の罰金を課することができる。

(土地収用の妨害に対する措置)

第四十五条 土地管理の法律、法規の規定に違反して、国家建設の土地収用を妨害した場合には、県級以上の人民政府土地行政主管部門は責任をもって土地の供出を命令する。これを拒否して土地を供出しないときは、人民法院に強制執行を申請する。

第八章 附則

(本条例の施行)

第四十六条 本条例は、1999年1月1日から施行する。1991年1月4日國務院が發布した《中華人民共和國土地管理法实施条例》は、同時に廃止する。

【訳註】

1. この《中華人民共和国土地管理法实施条例》の母法は、《中華人民共和国土地管理法》であり、その訳は土地総合研究2005年冬号に掲載されているので参照下さい。
2. 条例の各条文には「見出し」は無いが読者の便宜のため、訳者が仮に見出しをつけた。
3. 条例の各条文には項（原文では「款」）を示す数字の記載は無いが、見やすくするために2項以下に仮につけた。
4. 翻訳責任は、(財) 土地総合研究所 城野 好樹